

見積金額について

令和8年2月末までに国が定める設計業務委託等技術者単価の改定があった場合、かつ、改定後の単価が令和8年5月1日時点で適用されることになっている場合には、改定後の技術者単価を採用した「見積金額及び積算内訳書」を提出してください。

なお、「募集要項4 契約上限金額」の変更はなく、書類提出後の変更はできません。